

令和7年度 各会計決算見込額一覧表

(単位：千円)

会 計 名		歳 入 A	歳 出 B	差 引 A-B C	繰り越すべき財源 D	実質収支額 C-D E	前年度実質収支額 F
一 般 会 計		77,520,547	75,384,452	2,136,095	669,991	1,466,104	1,422,066
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	13,742,885	13,507,430	235,455	0	235,455	254,979
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	2,857,844	2,736,185	121,659	0	121,659	75,781
	介 護 保 険 事 業	18,633,717	17,370,223	1,263,494	0	1,263,494	729,363
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	284,777	284,660	117	117	0	0
	小 計	35,519,223	33,898,498	1,620,725	117	1,620,608	1,060,123
合 計		113,039,770	109,282,950	3,756,820	670,108	3,086,712	2,482,189

令和 8 年 8 月 31 日
環 境 下 水 道 部

令和 7 年度 下水道事業会計決算見込額一覧表

1 収益的収入及び支出 (税込)

収 入	4, 473, 800, 216円
支 出	3, 952, 955, 389円

損益計算書(税抜)の当年度純利益は、340, 863, 105 円となった。

2 資本的収入及び支出 (税込)

収 入	1, 766, 691, 502円
支 出	3, 788, 549, 097円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2, 021, 857, 595円は、
以下の財源にて補てんした。

①当年度分消費税及び 地方消費税資本的収支調整額	179, 981, 722円
②繰越工事資金	57, 000, 000円
③過年度分損益勘定留保資金	1, 381, 875, 873円
④減債積立金	403, 000, 000円

令和8年8月31日

水 道 局

令和7年度 水道事業会計決算見込額一覧表

1 収益的収入及び支出 (税込)

収 入	2,656,201,978円
支 出	2,517,628,453円

損益計算書(税抜)の当年度純利益は、53,471,310円となった。

2 資本的収入及び支出 (税込)

収 入	859,473,754円
支 出	1,689,772,984円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額830,299,230円は、以下の財源にて補てんした。

①過年度分損益勘定留保資金	310,320,723円
②当年度分損益勘定留保資金	436,303,004円
③当年度分消費税及び 地方消費税資本的収支調整額	83,675,503円

【令和 8 年度税制改正に伴う、守口市市税条例の一部改正】

1 改正の趣旨及び各税目の主な改正内容

令和 8 年度税制改正及び金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律 64 号）の公布に伴い、守口市市税条例の改正が必要となるため、改正しようとするものです。

① 個人住民税

- ・ 特定暗号資産取引の税制の見直し

	現行	施行後
特定暗号資産にかかる住民税の税率	総合課税 10%	申告分離課税 5%

※特定暗号資産とは

国内の暗号資産交換業者を通じて取り扱われているビットコイン（BTC）やイーサリアム（ETH）などが対象です。

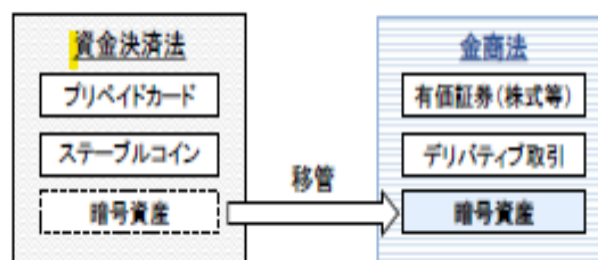
②施行期日

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

※金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の概要

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しつつ、利用者保護の充実を図るため、暗号資産取引に係る規制を資金決済法から有価証券とは異なる金融商品として金商法に位置付けた上で、金商法に移管します

※ 有価証券とは別の金融商品と位置付け、その性質を踏まえた規制を適用



令和 8 年 8 月 31 日
環 境 下 水 道 部

令和7年度守口市下水道事業剰余金の処分について

1 趣旨及び内容

令和 7 年度守口市下水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもので、令和 7 年度下水道事業会計決算と併せて議会に提出するもの。

処分内容は、未処分利益剰余金 68 億 3,047 万 1,641 円のうち、3 億 4,000 万円を減債積立金に積み立てるもの。

減債積立金に積み立てた後、令和 8 年度において下水道事業会計の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を補填するための財源に充てる予定である。

令和7年度 守口市下水道事業剰余金処分計算書

(該当箇所抜粋)

(単位 円)

	未処分利益剰余金
当年度末残高	6,830,471,641
議会の議決による処分数額	△ 340,000,000
減債積立金の積立	△ 340,000,000
条例による処分数額	0
処分後残高	(繰越利益剰余金) 6,490,471,641

令和 8 年 8 月 31 日
水 道 局

令和7年度守口市水道事業剰余金の処分について

1 趣旨及び内容

令和 7 年度に生じた利益剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもので、令和 7 年度水道事業会計決算と併せて議会に提出するもの。

処分内容は、未処分利益剰余金 27 億 3,663 万 7,599 円のうち、2 億 1,000 万円を建設改良積立金に積み立てるもの。

建設改良積立金に積み立てた後、令和 8 年度において水道事業会計の資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補填するための財源として使用する予定である。

令和7年度 守口市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)			
	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	8,437,723,232	128,166,149	2,736,637,599
議会の議決による処分数額	0	0	△ 210,000,000
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 210,000,000
条例による処分数額	0	0	0
処分後残高	8,437,723,232	128,166,149	(繰越利益剰余金) 2,526,637,599

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	
第三者調査業務委託事業	総務費	総務管理費	一般管理費	委託料	6,645					6,645	
八雲東コミュニティセンター及び中部エリアコミュニティセンター体育室改修事業	総務費	総務管理費	コミュニティセンター費	委託料	12,188			10,800	1,388	0	・地区コミュニティセンター整備事業費債 ・公共施設等整備基金繰入金
在宅等子育て世帯物価高騰対策支援事業	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	委託料	56,275	53,461				2,814	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
災害救助事業	民生費	災害救助費	災害救助費	負担金、補助及び交付金	2,000				2,000	0	・がんばる守口助け合い基金繰入金
				扶助費	1,400			1,400	0	・がんばる守口助け合い基金繰入金	
ストックヤード場内監視カメラ補修工事	衛生費	清掃費	ごみ処理費	工事請負費	1,334					1,334	
ストックヤード整備に伴う道路付替付帯工事	衛生費	清掃費	ごみ処理費	委託料	209				209	0	・負担金
				工事請負費	9,196			9,196	0	・負担金	
旧第4号炉焼却施設解体整備事業	衛生費	清掃費	ごみ処理費	工事請負費	110,000			82,500		27,500	・ごみ処理施設整備事業費債
市営住宅エレベーター巻上機取替工事	土木費	住宅費	住宅管理費	工事請負費	6,000			6,000		0	・公営住宅整備事業費債
被災者支援システム導入事業	消防費	消防費	災害対策費	負担金、補助及び交付金	3,168			3,100		68	・防災設備整備事業費債
守口小学校整備事業	教育費	小学校費	学校管理費	委託料	1,793					1,793	
				使用料及び賃借料	192					192	
			学校建設費	委託料	▲ 15,495			▲ 11,600	▲ 3,895	0	・義務教育施設整備事業費債 ・学校教育施設整備基金
				使用料及び賃借料	▲ 22,945				▲ 22,945	0	・学校教育施設整備基金
				工事請負費	▲ 354,790	▲ 28,618		▲ 248,300	▲ 77,872	0	・義務教育施設整備事業費債 ・学校教育施設整備基金
第一中学校普通教室等増設に伴う空調設置事業	教育費	中学校費	学校管理費	委託料	1,320		900		420	・義務教育施設整備事業費債	
				工事請負費	31,148		23,300		7,848	・義務教育施設整備事業費債	
合計					▲ 150,362	24,843	0	▲ 133,300	▲ 90,519	48,614	

補正に必要な一般財源については、財政調整基金48,614千円により財源措置します。

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	76,823,959 千円
補正額	▲ 150,362 千円
補正後の額	76,673,597 千円

2 継続費の補正
(変更)

(単位:千円)

事業名	補正前			補正後		
	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
守口小学校建設工事	7,389,800	令和6年度	1,135,233	7,816,678	令和6年度	1,135,233
		令和7年度	4,908,420		令和7年度	4,908,420
		令和8年度	1,346,147		令和8年度	991,357
					令和9年度	781,668

3 債務負担行為の補正
(追加)

(単位:千円)

事業名	期限	限度額
八雲東コミュニティセンター及び中部エリアコミュニティセンター体育室改修工事実施施設計業務委託事業	令和9年度	25,872
八雲東コミュニティセンター及び中部エリアコミュニティセンター体育室石綿分析調査業務委託事業	令和9年度	3,520
市営住宅エレベーター巻上機取替工事	令和9年度	9,000
守口小学校建設工事監理業務委託事業(追加分)	令和9年度	37,623
守口小学校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借事業(追加分)	令和9年度	103,960
第一中学校普通教室等増設に伴う空調設置工事監理業務委託事業	令和9年度	3,520
第一中学校普通教室等増設に伴う空調設置工事	令和9年度	46,722

4 地方債の補正
(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額
公営住宅整備事業費債	6,000

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			
地区コミュニティセンター整備事業費債	388,300	→	399,100	(+10,800)
ごみ処理施設整備事業費債	468,500	→	551,000	(+82,500)
防災設備整備事業費債	17,600	→	20,700	(+3,100)
義務教育施設整備事業費債	2,210,300	→	1,974,600	(▲235,700)

令和 8 年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）について

1. 補正理由

令和 7 年度社会保険診療報酬支払基金交付金（介護給付費交付金・地域支援事業支援交付金）確定に伴う超過分の返納のため、下記のとおり、令和 8 年 9 月市議会定例会に令和 8 年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）を提出しようとするもの

2. 予算内容

歳入

（款）繰入金（項）基金繰入金（目）介護給付費準備基金繰入金

（節）介護給付費準備基金繰入金

補正額：24,393 千円

歳出

事業名：国費等過年度過誤納金償還事業

（款）諸支出金（項）償還金及び還付加算金（目）償還金

（節）償還金、利子及び割引料（細節）償還金

補正額：24,393 千円

（参考）

補正前歳入歳出総額：17,984,000 千円

今 回 補 正 額：24,393 千円

補正後歳入歳出総額：18,008,393 千円

報 告 第 号

決 算 不 認 定 に 係 る 措 置 の 報 告 に つ い て

令和 6 年度守口市一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 7 項の規定により報告する。

令和 年 月 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

1 不認定となった日

令和 8 年 3 月 24 日

2 講じた措置の内容

地方自治法第199条第 6 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月から令和 7 年11月までの間に実施された少額随意契約に関する事務の執行について監査要求を行うと共に、以下の措置を講じた。

（1）職員が逮捕され、有罪が確定した事案に対する措置

- ① 職員が収賄容疑により令和 7 年10月17日に逮捕され、令和 8 年 3 月に有罪が確定した事案について、本事案は市民の市政に対する信頼を大きく損なう極めて重大な事案であったことから市長が令和 7 年10月20日に部長級、令和 7 年10月21日に次長級・課長級以上の職員を招集し、本事案の重大性を真摯に受け止めるとともに、再びかかる事態が生じることのないよう、自覚と意識の徹底を訓示した。

また、職員の懲戒免職処分を発令した令和 7 年11月28日付けで、全職員に対して綱紀の徹底を通達した。

② 市長自ら行政組織の長としての責任を明確化し、市政への信頼回復に全力で取り組む決意として、令和８年１月から給料10%を３カ月間減額した。

③ 本事案の発生の経緯を明らかにするため、関係職員へのヒアリング等により調査を行い、本事案に係る責任の所在を明確化した。

（２）少額随意契約事務の適正化に向けた措置

① これまで省略可能であった見積依頼書（特命理由書含む）・仕様書（設計書）を添付した実施起案による事前決裁を必須とすること及び節「工事請負費」・節「需用費」細節「修繕料」に係る支出命令書作成時に完成前完成後の写真添付（日付のわかるもの）を必須とするなど当面の間の再発防止策を定めた通知を令和８年３月18日付けで総務部長から各所属長に向けて発出した。

② 契約事務研修を実施し、本市で生じた不適切な随意契約の類型を取り上げ、想定される共通の原因として法令遵守意識の低下を挙げ、（２）①で掲げた再発防止策の実施を周知した。

（３）事務ミスの防止に向けた措置

① 令和７年度にモデル部署を定め、事務ミスの未然防止を図るための、業務手順や手法を可視化し、職員間で共有化を図ることで、業務の属人化の解消とミスの発生しやすい事務手順の確認を行う、業務改善・業務標準化研修を実施した。

令和８年度以降も引き続き、チェック体制や情報共有体制の整備等、更なる組織的な取組を全庁的に推進している。

３ 今後の対応

監査委員からの監査報告を受け、改善点を改めて整理したうえで再発防止に向け、事務の適正化に取り組む。

報告第 号 参考資料

1 通知等による契約事務の適正化に向けたこれまでの経緯

(1) 令和7年10月21日付け総務部長通知「契約事務の検証・服務規程の徹底及び再発防止策について」各所属長に対し、次の事項を通知した。

- ① 令和6年度及び令和7年度の少額随意契約に係る事務処理及び書類の適正性についての速やかな検証
- ② 令和2年度から令和7年度までの少額随意契約に係る別途調査の実施
- ③ 服務規律及び公務員倫理に関する研修の実施など

(2) 令和7年12月25日付けで地方自治法第199条第6項の規定に基づく監査の要求として、少額随意契約に関する事務の執行について監査要求を実施した。

(3) 令和8年3月18日付け総務部長通知「契約事務の適正化について」により令和8年4月1日からの実施に向け次の事項を通知した。

- ① 少額随意契約事務について、見積依頼書（特命理由書を含む。）及び仕様書（設計書）を添付した実施起案による事前決裁を必須とすること
- ② 節「工事請負費」及び節「需用費」（細節「修繕料」）に係る支出命令書の作成時において、完成前後の写真（日付の判明するもの）の添付を必須とすることなど

2 研修の実施（契約事務、コンプライアンス）

(1) 随意契約研修

日時：令和7年10月30日（木）午後1時から午後2時まで
午後2時から午後3時まで
午後3時から午後4時まで

対象：各所属長、各所属契約担当主幹級又は主任、各所属契約担当職員（各 1 名）

講師：総務部契約課長

内容：対象階層別に 3 回にわたり実施し、次の事項について認識の徹底を図った。

不適切な契約事務の類型（分割発注、見積徴取事業者到他事業者作成の見積書を提出させる行為）及び他団体における同種事案など

（２）入札談合等関与行為防止法研修

日時：令和 8 年 1 月 20 日（火）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

午後 1 時から午後 2 時 30 分まで

対象：午前の部 部長級、次長級、課長級及び課長代理級

午後の部 主任級以下の契約事務を担当する職員（各所属 1 名以上）

講師：公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

内容：2 回にわたり実施し、次の事項について理解の徹底を図った。なお、令和 8 年度中に追加の研修の開催を予定している。

① 独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）の基礎知識

② 官製談合防止に向けた取組（入札手続に係る事前・事後チェック体制の整備、定期的な人事配置の見直し、職員教育の継続的实施等）など

（３）契約事務研修①

日時：令和 8 年 4 月 7 日（火）午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

午後 4 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

対象：各所属主幹級以上職員及び主幹級未満職員（各 1 名）

講師：総務部契約課長

内容：対象階層別に 2 回にわたり実施し、次の事項について理解の徹底を図った。

① 本事案における不適正な契約事務の類型及び共通原因としての法令遵守意識の低下

② 令和 8 年 3 月 18 日付け総務部長通知の各措置と課題との

対応関係など

（４）管理職研修会「コンプライアンスについて」

日時：令和８年５月１２日（火）午後１時３０分から午後３時まで

対象：管理職

講師：法務専門官

内容：本事案を題材として、次の事項について事例研究を交えた理解の徹底を図った。

① 「不正のトライアングル」及び「割れ窓理論」を踏まえた不正行為の発生要因及び抑止策

② 公務員倫理に係るルールの趣旨理解、業務の属人化防止など

（５）契約事務研修②

日時：令和８年５月１３日（水）午後４時から午後５時３０分まで

対象：各所属主査級職員（１名以上。令和８年度主査級に昇任した職員は必須）

講師：総務部契約課長

内容：主査級職員を対象として実施し、次の事項について理解の徹底を図った。

① 契約の法的性質、行政処分との相違及び自治体契約の方式

② 本事案における不適正な契約事務の類型並びに想定原因及び課題など

（６）業務改善・業務標準化研修

①集合研修

日時：令和７年６月２日（月）午後１時３０分から午後４時まで

内容：今後各所属で研修を進めるにあたり、そのキックオフとして、効率的で質の高い働き方への意識改革、良質なコミュニケーション、業務のムダの見える化、標準化の手法と推進方法を学び、組織全体で継続的な改善と事務ミス防止につなげることを目的として実施した。

②対象所属で各３回の研修を実施

日時：以下ア～オのとおり

- 内容：第1回 現状把握と課題の可視化
第2回 業務の棚卸と標準化案の作成
第3回 業務フローの完成と定着策の検討

ア．危機管理室

- 第1回：令和7年8月18日（月）午後1時30分から午後5時まで
第2回：令和7年9月9日（火）午後1時30分から午後5時まで
第3回：令和8年2月12日（木）午前9時から正午まで

イ．総務部人事課

- 第1回：令和7年8月25日（月）午後1時30分から午後4時まで
第2回：令和7年9月29日（月）午後1時30分から午後4時まで
第3回：令和7年11月28日（金）午後1時30分から午後4時まで

ウ．健康福祉部地域福祉課

- 第1回：令和7年8月8日（金）午前9時から正午まで
第2回：令和7年9月16日（火）午前9時から正午まで
第3回：令和7年10月9日（木）午前9時から正午まで

エ．こども部こども家庭センター

- 第1回：令和7年9月3日（水）午後1時30分から午後4時30分まで
第2回：令和7年10月24日（金）午前9時から正午まで
第3回：令和7年12月22日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

オ．教育部教育総務課

- 第1回：令和7年8月8日（金）午後1時30分から午後5時まで
第2回：令和7年9月16日（火）午後1時30分から午後5時まで
第3回：令和7年10月9日（木）午後1時30分から午後5時まで

③市長への成果報告会

日時：令和8年2月17日（火）午後1時30分から午後4時まで

内容：市長が出席し、各所属から「業務改善・業務標準化研修」の取組内容や成果について報告した。

成果：各所属が、属人化している業務やミスが発生しやすい事務について再現性のある業務フローを完成させたことを報告した。研修成果として、ミスの発生しやすい業務を可視化したことで、職員間で業務を共有し効率良く業務を遂行でき、業務を標準化する仕組みづくりの機会となった。

市制施行 80 周年記念事業について

市制施行 80 周年記念事業として、本年 11 月 1 日に京阪守口市駅前のカナディアンスクエア及びエナジーホールにて、記念式典やフォーラム、各種イベントを開催します。

1 事業概要等

概 要 当日は、以下の 3 部構成で開催します。

【第 1 部】記念式典

【第 2 部】記念フォーラム

- ・基調講演「協働でつくる守口の未来」
- ・パネルディスカッション「協働で描くこれからの守口～みんなが主役のまちづくり～」
- ・トークショー「守口の夢と未来を語る！～まちの魅力と可能性を語り尽くす～」

【第 3 部】フェスティバル

- ・屋外コンサート
- ・スタンプラリーオープニングイベント
- ・もり吉イベント
- ・守口市公民連携博覧会～市制 80 周年記念 feat. 日本の食まつり～

日 時 令和 8 年 11 月 1 日（日）9 時 30 分から 17 時 30 分まで（予定）

場 所 第 1 部及び第 2 部：エナジーホール、第 3 部：カナディアンスクエア

2 職員の選出依頼について

式典等の開催にあたり、当日は、多くの来賓及び来場者が見込まれることから、安全かつ円滑な運営のため、万全の職員配置体制で臨みたいと考えております。

つきましては、各部局からイベント当日の運営に従事していただく職員を選出させていただきますようご協力をお願いいたします。

必要人数や従事時間等の詳細については、後日改めて企画課から各部局の総括担当課へ文書にて依頼する予定です。

主な従事内容（予定）

- ・来場者受付及び案内
- ・来賓対応及び控室運営
- ・会場誘導及び動線整理
- ・各イベント補助
- ・会場設営及び撤収補助

守口市カスタマーハラスメント対応マニュアルの策定について

1. 策定の趣旨

令和8年10月から、改正労働施策総合推進法の施行により、事業主にカスタマーハラスメント対策が義務付けられる。

本市においては、令和8年2月に「守口市カスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定し、カスタマーハラスメントに対して毅然とした態度で組織的に対応する方針を定めるとともに、今後の各種対策の方向性を整理したところである。

このたび、市職員がカスタマーハラスメントと疑われる事案に対し、組織として適切かつ統一的に対応できるよう、「守口市カスタマーハラスメント対応マニュアル」を作成した（平成31年2月策定の「守口市不当要求行為対応マニュアル」を全面改訂）。

2. マニュアルの主な内容

◇基本的な対応

- ・初期段階からの適切な対応により、カスタマーハラスメントの発生を未然に防止
- ・上司や所属長と連携し、職員個人ではなく組織として毅然かつ適切に対応
- ・必要に応じて、庁舎管理権の行使や警察、弁護士への相談を実施

◇判断基準

◇判断までの流れ

- ・対応職員個人に負担が集中しないよう、所属長を中心とした職責に応じた役割分担を明確化

◇具体的な対応事例

- ・「長時間の拘束」や「リピート型」、「SNS/インターネット上での誹謗中傷型」など様々なパターンを想定した対応事例を掲載

◇カスタマーハラスメント対策の推進

- ・総務部関係課（総務課、人事課、法制文書課）の役割を整理
- ・事案情報の集約化
- ・研修の実施による職員の対応力向上

3. その他

◇庁内周知

- ・本マニュアルを庁内掲示板等に掲載し職員へ周知する。

◇市民等への周知

- ・「守口市カスタマーハラスメントに対する基本方針」を市ホームページに掲載し、本市の取組に対する理解促進を図る。